

富山県運転教育センター（１階待合室）広告付き表示板設置業務企画提案募集要領

案募集要領

1 趣旨

この要領は、富山県運転教育センター（１階待合室）に行政情報等を掲載する広告付き表示板を設置するに当たり、表示板の作成、設置及び広告を一体的に取り扱う事業者を選定するために企画提案を募集するものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格要件に該当する事業者から、一般公募により下記３の業務に関する企画提案を受け、県警察において内容審査を行った上、総合的に最も優れた企画内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直に契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

3 業務の内容

(1) 業 務 名 富山県運転教育センター（１階待合室）広告付き表示板設置業務

(2) 設置場所 富山県運転教育センター（１階待合室）１か所

(3) 事業期間 契約締結日から令和11年３月31日までの期間とする。

ただし、広告掲出料及び行政財産使用料の対象となる広告掲出期間は、令和８年４月１日以降で、行政財産の使用許可を受け使用を開始した日（実際に広告を掲出したかどうかに関わらず、設置に係る準備を開始した日）から、令和11年３月31日までの期間とする。

(4) 業務内容 次のとおりとする。

ア 広告付き表示板を企画・制作し、行政財産の使用の許可を受け又は転貸借契約を締結し、県警察が指定する場所に設置すること。

イ 広告付き表示板の設備を維持管理し、定期及び随時に情報の更新を無償で行うこと（室課の配置替え等による館内案内の変更を含む）。

ウ 広告付き表示板を広告媒体として運用し、広告を募集・掲出すること。
なお、詳細は別紙「富山県運転教育センター（１階待合室）広告付き表示板設置業務仕様書」のとおりとする。

(5) そ の 他 行政財産使用料、貸付料、光熱水費、広告付き表示板の設置及び撤去に要する工事費その他本事業実施に要する一切の経費は事業者の負担とする。

4 担当部局及び連絡先

- (1) 部局名 : 富山県警察本部 警務部会計課 管財係
- (2) 所在地 : 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪 1 - 7
- (3) 電話番号 : 076-441-2211 (内線2245)
- (4) F A X 番号 : 076-442-8722
- (5) E-mail : keisatsukaikei@pref.toyama.lg.jp

5 企画提案の参加資格

本業務実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に於いて、国、都道府県、市町村と本件業務と同程度の業務に係る契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- (3) 参加申し込みの受付期限の日から、企画提案書の受付期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

6 企画提案実施スケジュール

本企画提案実施スケジュールは、次のとおり。

日程	項目
令和7年10月1日	募集要領、仕様書の交付
令和7年10月17日	参加申込書受付締切り、質問書受付締切り
令和7年11月7日	企画提案書受付締切り
審査終了後	選定結果通知（令和7年11月中予定）

7 募集要領の交付

令和7年10月1日（水）から令和7年10月17日（金）午後5時までの期間、富山県警察ホームページでのダウンロードのほか、4に掲げる場所で配布する。手渡しの場合の配布時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の、いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

8 企画提案への参加及び辞退

参加を希望する者は、参加申込書（様式1）に、必要な書類を添付の上、次のとおり申し込みをすること。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式2）を提出すること。

なお、受付期間内に参加申込をしない者は、企画提案することができないものとする。

(1) 提出方法

4の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着のこと。）

(2) 受付期間

令和 7 年10月 1 日（水）から令和 7 年10月17日（金）午後 5 時15分までの期間とする。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

9 質疑等の受付

(1) 受付場所

4 に同じ

(2) 受付期間

令和 7 年10月 1 日（水）から令和 7 年10月17日（金）午後 5 時15分までの間とする。

(3) 提出方法

電子メールで質問票（様式 3）を提出すること（提出先は、4 のE-mailアドレス）。

なお、電子メールの件名は、「広告付き表示板に関する質問書」とすること。

(4) 回答方法

参加者全員に電子メールで回答する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | | |
|------------|---------|-----|
| ① 企画提案書 | （様式 4） | 1 部 |
| ② 企画提案書本文 | （参考様式） | 6 部 |
| ③ 広告事業の実績書 | （様式は任意） | 6 部 |
| ④ 会社概要 | （様式は任意） | 6 部 |

(2) 提出物の記載内容

企画提案書本文（参考様式）には、以下の事項を明記すること。

- ・ 設備本体の構造、設置方法等
- ・ 行政情報部分及び広告部分の配置、サイズ、掲載情報等の内容等
- ・ 電気を使用する場合は、電源の管理方法、設置機器の電力使用量等
- ・ 年額の広告掲出料及び広告料収入の確保策
- ・ 事業の実施体制
- ・ 広告主の業種
- ・ 保守管理及び緊急時の管理の対応等
- ・ 準備作業を含むスケジュール
- ・ 問い合わせ、苦情等への対応等
- ・ その他、県民サービスの向上が見込める機能等アピールしたい事項

(3) 書式等

- ① 企画提案書に用いる言語は日本語、通貨は円とすること。
- ② 企画提案本文及び資料は A 4 を基本とする。

(4) 提出方法

4 の場所へ持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。期限内必着のこと。）

(5) 提出期間

令和7年10月1日(水)から令和7年11月7日(金)午後5時15分までの期間とする。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

11 審査

(1) 実施方法

提出されたすべての提出書類を基に書面審査を実施する。なお、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションを行うことがある。

(2) 審査基準

最優秀企画提案者の選定にあたっては、別紙審査基準に基づいて、総合的に審査・評価し選定する。

(3) 審査結果

審査結果については、すべての提案者に書面で通知する。

12 契約の方法等

(1) 最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意にいたった場合に契約を締結するものとする。その際、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

(2) 業務仕様書は、本件業務の最低要求水準を目指したものである。したがって、企画提案は業務仕様書の全ての項目を満たすことを前提とし、最優秀企画提案者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、上記(1)の協議結果の範囲内において業務の内容が追加される場合がある。

(3) 契約保証金は、免除する(ただし、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第75条の規定に該当する場合のみ。同条の規定に該当しない場合は、同規則第73条の規定により契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付する必要がある。)。

(4) 最優秀企画提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀企画提案者として選定のうえ、上記(1)と同様の手順で契約を締結するものとする。

13 その他

(1) この企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。

(4) 提出された書類は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づく情報公開の対象となるので、会社(法人)に関する情報(いわゆる企業秘密等)に該当するものについては、その旨を明記すること。

(別紙審査基準)

1 審査項目及びその着眼点

項目	着目点	配点
事業実施能力	・法令等を遵守して事業を遂行する能力があるか。 ・組織、人員体制が確保されているか。 ・表示板を企画・制作する能力があるか。 ・表示板の適正な維持管理を行うことができるか。 ・広告募集等の事務を適正に行うことができるか。 ・同種の事業実績を有しているか。 ・継続的な事業実施が可能か。	20
表示板の仕様、コンテンツ等	・表示板の情報が来庁者の利便向上等に資するものであるか。 ・表示、デザイン、コンテンツが見やすく、わかりやすいものとなっているか。 ・行政情報（県全域地図等）、広告部分の材質や仕様が視認性に優れたものになっているか。 ・色合い、デザイン等が建物内の雰囲気と調和しているか。 ・枠の材質が長期使用に耐えうる材質となっているか。 ・電力を使用する場合、省電力の工夫がなされているか。	30
設置、運用	・設備の落下や破損防止対策がとられているか。 ・設備の保守管理体制及び緊急時の対応が適切に確保されているか。 ・原状回復が容易な方法がとられているか。 ・情報更新が適切になされることになっているか。	20
広告の募集等	・広告枠の設定は適切か。 ・広告主の募集方法は適切か。	10
広告掲出料金	・広告掲出料金の提案は妥当か。 ・事業計画に沿った継続的な取組みが期待でき、安定的な県の収入が見込まれるか。	20
合計		100

2 評価方法

(1) 前記1の項目ごとに、次の5段階で評価し、得点化する。

評価結果	評価	得点化方法
内容が、非常に優れている。	A	配点×1.00
内容が、優れている。	B	配点×0.75
内容が、普通である。	C	配点×0.50
内容が、劣っている。	D	配点×0.25
内容が、非常に劣っている。	E	配点×0.00

(2) 選定対象者について、提案された広告掲出料の年額が最も高い順に順位を付し、(1)により算出された合計得点に、次の率を乗じたものを当該提案の得点とする。

広告掲出料（提案額）の順位	乗じる率
1 位	1.00
2 位	0.95
3 位	0.90
4 位	0.85
5 位以下	0.80